

大気汚染防止法の一部改正について

環境省水・大気環境局大気環境課

1. はじめに

石綿は、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから高度経済成長期を中心に広く使用されてきた。しかし、石綿のぼく露から数十年を経て、中皮腫、肺がん等の重篤な健康被害を生じさせるおそれがあることが明らかになり、石綿の使用は昭和 50 年代から順次規制されてきた。現在では新たな使用は一切禁止されている。

一方で、石綿の多くが建築材料として工場、ビル、住宅といった建築物等（建築物及び工作物をいう。以下同じ。）に使用されており、環境省ではこれらの解体、改造及び補修作業を伴う工事による石綿の飛散防止対策の強化を進めている。

2. 改正の背景

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）においては、平成元年に、石綿を人に健康被害を生じさせるおそれのある粉じん（特定粉じん）として位置付け、石綿使用製品の製造工場について、設置の届出、敷地境界基準の遵守等の規制が導入された。建築物等の解体等工事（解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に対しては、阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散

を発端とし、平成 8 年の法改正により、吹付け石綿（いわゆるレベル 1 建材）が使用された一定規模以上の建築物の解体等工事について作業実施の届出、作業基準の遵守等の規制が導入された。その後、平成 17 年の政令改正による石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材（いわゆるレベル 2 建材）の規制対象への追加並びに工事の規模要件の撤廃、平成 18 年の法改正による工作物の規制対象への追加によって規制対象が拡大された。また、平成 25 年の法改正では、石綿含有建材の使用状況についての工事前の調査（以下「事前調査」という。）の義務付け、届出義務者の元請業者から発注者への変更等の飛散防止対策の強化が行われた。

平成 25 年の改正から 5 年が経過し、今般、施行状況を検討したところ、事前調査における石綿含有建材の見落としや、これまで規制対象ではなかった石綿含有成形板等（いわゆるレベル 3 建材）についても、不適切な除去を行えば石綿が飛散することが明らかになった。また、今後、令和 10 年頃をピークに石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事が増加する見込みであり、こうした課題に対応し、解体等工事の際の石綿飛散防止対策を速やかに強化する必要がある。

そのため、平成 30 年 8 月に環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、大気・騒音振動部会に設置した「石綿飛散防止小委員会」におい

て議論を重ねた結果、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和2年1月中央環境審議会）が取りまとめられた。この答申を踏まえた大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が第201回国会において成立し、令和2年6月5日に公布されたところである。

3. 主な改正事項

改正後の大気汚染防止法（以下「改正法」という。）では、石綿含有成形板等を含めた全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備が行われるとともに、事前調査から作業後までの一連の規制が強化された。改正法の概要については図1を、大気汚染防止法の規制の流れについては図2を参照されたい。以下では、主な改正事項4点について解説する。

まず1点目は、全ての石綿含有建材を規制対象とするための規定の整備である。石綿含有成形板等については、飛散性が比較的低いとして現行の大気汚染防止法（以下「現行法」という。）では規制対象となっていないが、平成25年の改正時に飛散の実態を明らかにした上で必要な措置を検討することとされた。これを受け、環境省では事業者向けマニュアルによる飛散防止措置の周知を行い、併せて実態調査を行った結果、飛散防止措置をとらずに石綿含有成形板等を破砕するような不適切な事例や、作業現場近傍で石綿飛散が確認された事例が明らかになったことから、今般、同建築材料が規制対象に追加されることとなった（表1）。これに

より、新たに規制対象となる作業件数は、現行の規制対象作業件数の5～20倍となると推計している。そのため、都道府県等や事業者の負担が大きくなること、相対的に飛散性が低いこと等を踏まえて実効的な規制とするため、石綿含有成形板等については作業実施の届出の対象とはされていない。石綿含有成形板等については、後述する電子システムを通じた事前調査結果の報告を活用して都道府県等が作業現場の把握・立入検査対象の選定を行い、今後定める石綿含有成形板等に係る作業基準が遵守されているか確認・指導することによって、適切な飛散防止措置を確保していく。

2点目は、事前調査結果の報告の義務付け等による不適切な事前調査の防止である。現行法では、事前調査の結果、事業者が石綿含有建材なしと判断した場合、作業実施の届出はされず、都道府県等においてこのような工事を把握するのは困難となる。そのため、都道府県等がより幅広く工事を把握し、事前調査で事業者側に見落としがあった場合にも対応できるよう、一定規模以上等の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者が都道府県等に事前調査の結果を報告することを義務付け、義務違反に対する罰則を設けた。今後定める規模要件にもよるが、この報告は膨大な件数となることが想定されるため、タブレットやスマートフォンにより簡易に報告できるよう、電子システムの整備を進めているところであり、負担の軽減及び労働安全衛生法との連携強化の観点から、労働安全衛生法に基づく届出として厚生労働省が検討して

大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

主な改正事項

<課題1>
規制対象となっていない**石綿含有成形板等(レベル3)**の不適切な除去により**石綿が飛散**

<規制対象>
全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について**石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
 - ※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
 - ※ 一定の知見を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

レベル1・2あり

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

レベル1・2なし

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

- ・ 作業基準の遵守義務 → 作業基準適合命令等 → 命令違反への罰則

※ レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

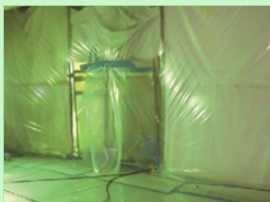
▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
 - ※ 一定の知見を有する者による作業終了の確認
- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への**石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。



隔離措置の様子

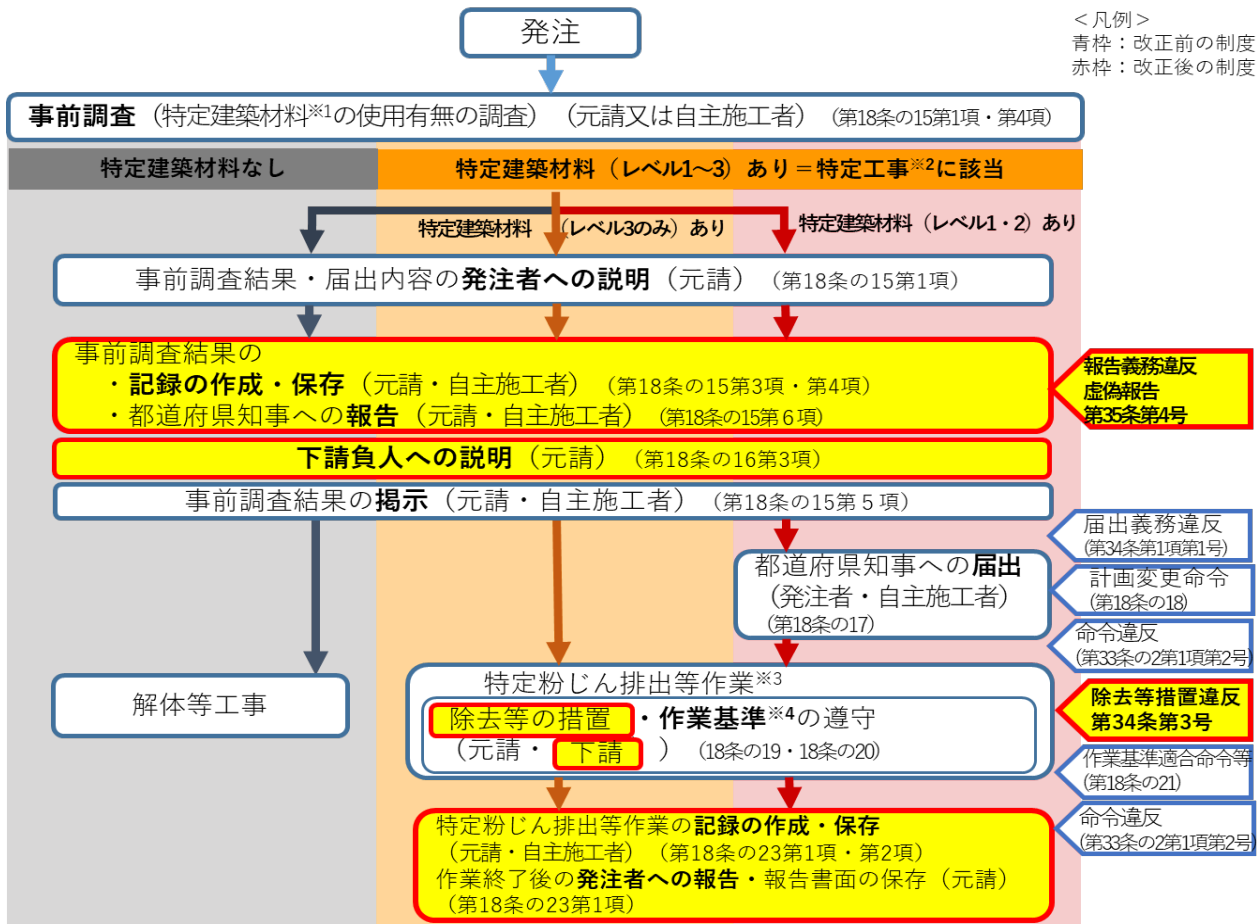


吹付け石綿の除去作業の様子

- ※ 改正法の施行期日 (公布日: 令和2年6月5日)
- ・ 下記以外の規定: 公布日から1年以内で政令で定める日
- ・ 調査結果の報告: 公布日から2年以内で政令で定める日

(KPI) ・ 事前調査結果の都道府県等への報告は、原則として電子システムによるものとする。
・ 事前調査を行う一定の知見を有する者について、3年程度で30万人~40万人程度の育成に向け取り組む。

図1 大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要



- ※1 特定建築材料：<改正前>
吹付け石綿(レベル1)
石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)
- <改正後>
吹付け石綿(レベル1)
石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)
石綿含有成形板等(レベル3)
(注) レベル3については、政令改正により特定建築材料に追加予定
- ※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
- ※3 特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業
- ※4 作業基準：隔離・負圧、集じん・排気装置の設置、湿润化、養生等

図2 大気汚染防止法の規制の流れ

いる同様の電子システムと一体の運用を行うことを想定している。また、事前調査での見落としを防ぐため、調査方法を法定化するとともに、建築物について一定の知見を有する者による調査を義務付ける。一定の知見を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者講習登録制度に基づく講習を修了した者を基本とすることを考えており、制度を共管する厚生労働省及び国土交通省と連携してその人材育成に取り組んでいく。

3点目は、直接罰の創設である。現行法では、作業基準の違反者に対して行政命令を行い、その命令に違反した場合、罰則（間接罰）の対象となる。しかし、短時間の解体等工事については、命令を行う前に工事が終わってしまい、命令及び間接罰では作業基準遵守の担保が十分でない場合がある。そのため、吹付け石綿等の除去等の作業の際に、隔離や集じん・排気装置の使用といった飛散防止措置を義務付け、当該義務に違反した者に対する罰則（直接罰）を設

レベルの分類 [※]	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材、 石綿含有保温材、 石綿含有耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (成形板等)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材	①ボイラ本体、配管等の保温材として張り付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張り付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート
大気汚染防止法での位置付け	事前調査、作業届出、作業基準遵守等を義務付け		事前調査、作業基準遵守等を義務付け。 作業届出不要。

出典：建設業労働災害防止協会資料をもとに作成

※ レベル1、2、3の区分は、建設業労働災害防止協会による区分であり、大気汚染防止法上の特定建築材料の定義との直接的な関連性はないが、同区分が一般的に広く認知されていることから、便宜的に用いている。

表1 主な石綿含有建材

けることにより、特に多量の石綿を飛散させるおそれ大きい違反行為の防止を徹底することとしている。また、事前調査結果の報告によって、都道府県等が幅広くかつ速やかに建築物等の解体等工事を把握できるようになるため、行政命令もより積極的に行うことが可能となると考えている。直接罰と間接罰のどちらも活用することによって、飛散防止措置をしっかりと担保していくことが重要である。

4点目は、発注者への作業結果の報告の義務付け等による不適切な除去等の作業の防止である。現行法では、作業後の確認に係る措置は

明確には規定されておらず、施行状況の検討の結果、作業終了後に石綿含有建材の取り残しがあった事例が確認された。そのため、元請業者に対し、石綿含有建材の取り残しがないことなど作業完了を特定粉じんに関する知識を有する者に確認させた上で、当該確認の結果も含め、作業結果を発注者に報告することが義務付けられる。また、都道府県等が作業結果を確認できるよう、元請業者に対し、作業に関する記録の作成・保存も義務付けられている。これにより、発注者や都道府県等が作業結果を把握し、適切な措置を講ずることができるようになる

と考えている。

その他、改正法においては、災害時に備え、平時からの建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しする国及び地方公共団体の責務の新設、立入検査対象の拡大等の措置が講じられている。

4. 施行に向けた取組

改正法の施行は、公布の日（令和2年6月5日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日、ただし、事前調査結果の報告に関する規定については、電子システムの整備に時間を要することを考慮して、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、今後、改正法の施行の準備を速やかに進める必要がある。

まず、政省令等の整備を始めとした、改正法に係る技術的事項の検討を行う。現在、専門家を交えて議論しており、本年夏の取りまとめを目指し、引き続き議論を進めている。

また、改正後の制度の遵守を促進するため、各種マニュアルの整備を行う。事業者向けのマニュアルは今年度中に改定し、新設する義務の具体的内容・履行の手順等について、都道府県等や業界団体と連携しつつ、説明会の開催等により周知徹底していく。都道府県等に対しては、立入検査等の手引きの作成や技術講習会の開催により、的確な規制の運用を支援していきたいと考えている。さらに、災害時に備えた建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を

後押しする国及び地方公共団体の責務の新設を踏まえ、建築物等における石綿含有建材の使用状況に関するデータベース作成等のモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、災害時における石綿飛散防止に係るマニュアルも改定予定である。これにより、地方公共団体における石綿含有建材の使用状況に係る情報の蓄積や災害時の適切な応急措置の実施を促進していく。

加えて、事前調査を行う一定の知見を有する者について、円滑に活用できるよう、今後3年程度で30～40万人の育成を目指す。一定の知見を有する者による事前調査の義務付けの適用は、現時点では公布の3年程度後を想定しており、厚生労働省及び国土交通省と連携し、広く講習の機会を設けること、一戸建て住宅等に特化した講習を行うこと等により育成を促進していく。また、事前調査結果の報告に係る電子システムについても、事業者や都道府県等の負担を軽減するために不可欠であり、施行当初から活用できるよう整備を進める。

石綿は、冒頭で触れたとおり数十年を経て重篤な健康被害を生じさせるおそれがあることが知られており、今後、石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体工事の増加が見込まれる中、全ての建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底することは極めて重要であると言える。以上のような取組を通じて実効性のある仕組みづくりを行い、改正法の円滑な施行に努めてまいりたい。